

阿賀野市条例第38号

阿賀野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年阿賀野市条例第141号）
の一部を次のように改正する。

別表中

「

種類	取扱区分	手数料
し尿	市が収集運搬処分するもの	10リットルにつき105円（消費税相当額込み） 10リットル未満については、10リットルとみなす。

」

を

「

種類	取扱区分	手数料
し尿	市が収集 運搬処分 するもの	10リットルにつき105円（消費税相当額込み） 10リットル未満については、10リットルとみなす。
		2 仮設トイレ 10リットルにつき105円（消費税相当額込み）に、便槽1基当たり2,000円を加算した額 10リットル未満については、10リットルとみなす。

」

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 「仮設トイレ」とは、工事、催し物等のために一時的に設置されたものをいう。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。